

令和8年度東京学芸大学大学院教育学研究科研究生出願要項 (委託研究生用)

1 出願等の概要

- (1) 委託研究生は、委託機関(国、地方公共団体、その他の教育機関又はそれに準ずるものとして本学が適當と認めた機関)から派遣された者が、指導教員の指導のもとに、特定の専門事項について研究するものとする(以下「委託研究生」を「研究生」という)。
- (2) 研究生として出願する者は、出願前に必ず希望する指導教員の面接等を受け、承認を得ることとする。
- (3) 研究生の在学期間は、3ヶ月以上1年以内とし、年度を超えることはできない。また、研究開始日は月の初日、研究終了日は月の末日とする。
- (4) 研究生は、在学期間満了の際、研究報告書を、指導教員を経て学長に提出しなければならない。
- (5) 研究生の願い出により、研究題目及び研究期間等について、本学所定の証明書を交付する。
- (6) 研究生の検定料、入学料及び授業料は、次のとおりである。
- | | |
|-------|-------------|
| ① 検定料 | 9,800円 |
| ② 入学料 | 84,600円 |
| ③ 授業料 | 29,700円(月額) |
- ※上記金額は改定することがある。

※現職教育のため、任命権者の命により派遣された教職員である研究生の検定料、入学料、授業料は徴収しない。(法令等に指示のある場合を除く。)

- 【注】1. 検定料は、本学所定の「入学検定料振込依頼書」により、出願期間前までに指定の口座に振り込むこと。銀行等(ゆうちょ銀行は不可)の窓口で振り込み、ATM(現金自動振込機)は利用しないこと。振込み後、返却された「入学検定料納入済票」を願書の所定の欄に貼付する。
2. 入学料および春学期分の授業料は入学手続期間前までに納入すること。また、秋学期分の授業料は10月中の指定する期間内に納入すること。入学料・授業料の納入方法等詳細は、別途通知する。
3. いったん納入した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。
- (7) 研究生の実験及び実習に要する費用は、研究生の負担とする。
- (8) 研究生が授業の聴講を希望する場合は、指導教員と授業担当教員の承認を必要とする。
ただし、聴講が認められた場合でも単位として認定されないので注意すること。

2 出願資格

- (1) 修士の学位を有する者(見込みの者も含む)
- (2) その他学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条ただし書の規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者

3 出願書類等

- | | |
|--|----|
| (1) 委託機関の長から本学学長あての依頼状(公文書) | 1通 |
| (2) 所属長の本人に関する調査書(本学所定のもの) | 1通 |
| (3) 研究生願書(本学所定のもの) | 1通 |
| (4) 研究計画書(本学所定のもの) | 1通 |
| (5) 修了(見込)証明書(最終出身学校のもの) | 1通 |
| (6) 検定料 9,800円(入学検定料納入済票を願書の所定欄に貼付する。) | |

4 出願方法・期間

研究開始日の40日前までに、郵送または窓口にて出願してください。

・窓口で提出する場合は、東京学芸大学小金井キャンパス内 第2むさしのホール3階大学院課修士

課程係窓口までご持参ください。(受付時間:平日8:30~12:00、13:00~16:45)

・郵送する場合は、**簡易書留**により郵送(必着)してください。

郵送先 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学 学務部大学院課 修士課程係 [電話:042(329)7704]

【注】出願書類の不足や記入漏れ等が無いよう十分にご注意ください。万一、検定料・出願書類の不備
や記入漏れがあった場合には、出願自体を受理できない可能性があります。

5 受入に関する回答

受入に関する回答は、委託機関の長あてに通知する。

6 入学に関する事務手続

研究開始日に 大学院課修士課程係にて入学に関する事務手続を済ませること。(詳細は、別途通知
する。)